

令和 6 年度第 1 2 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 3 月 1 9 日

場所 十和田市役所別館 4 階会議室

令和6年度第12回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和7年3月19日(水) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和7年3月19日(水) 午後2時40分

4. 出席農業委員(18名)

2番	沢井清治	3番	小笠原松寿
4番	沢目勝弘	5番	米田拓実
6番	中野雄一郎	7番	芋田一弘
8番	立崎和寿	9番	山田利昭
10番	稲田優憲	11番	奥山博
12番	小田正喜	13番	外山康仁
14番	竹浦寿広	15番	野崎さち子
16番	杉山秀明	17番	力石堅太郎
18番	山崎誠一	19番	箕輪展忠

5. 欠席農業委員(1名)

1番 脊戸潤子

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	三本木地区	山端敏行
四和地区	工藤優美子	四和地区	古谷朝直
切田地区	若沢弘幸	切田地区	田中稔
大深内地区	斗沢信一	大深内地区	大平靖四郎
伝法寺地区	小笠原一成	藤坂地区	市崎貴之
東部地区	山端潤一	六日町地区	平舘龍徳

7. 会議に付した案件

- 報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第46号 農地の転用事実に関する照会について
議案第56号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第57号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第58号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第59号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第60号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第61号 十和田市農業委員会農用地の利用関係の調整に関する手続規程の一部を
改正する規程の制定について
議案第62号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
議案第63号 令和7年度十和田市農業委員会事業計画について

8. 議事録署名委員

5番 米田 拓実

6番 中野 雄一郎

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻田 修一郎	事務局 次長	中村 淳一
事務局農地係長	吉田 武範	事務局振興係長	苫米地 慶
事務局推進監	高橋 克彦	事務局主査	戸舘 奈津美

10. 書 記

事務局主査 戸舘 奈津美

議 長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、１番 脊戸 潤子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和７年３月６日に告示招集いたしました、令和６年度第１２回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。５番 米田 拓実 委員、６番 中野 雄一郎 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 主査を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日１日限りと決定いたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第４４号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１ページをお願いします。報告第４４号、農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。２ページです。農地法によるものが、２ページから３ページまでの合計６件、１５筆、４７，４８９平方メートルです。今後の意向については、７５番から７８番は別人と貸借、７９番は未定、８０番は別人に売買となっています。なお、７５番は３条の使用貸借に関する議案が、７７番、７８番は３条の賃貸借に関する議案が、８０番は基盤法にかかる議案が、それぞれ提出されています。次に、４ページです。農地中間管理事業によるものが、４ページから６ページまでの合計９件、２４筆、４５，２６１平方メートルです。今後の意向は、１７番は未定、１８番は別人へ売買、１９番は転用予定、２０番と２１番は現在の賃貸借から使用貸借へ変更、２２番は未定、２３番から２５番は別人に売買となっています。

なお、２０番と２１番は促進計画による使用貸借にかかる議案が、２３番、２４番は基盤法にかかる議案が提出されています。今回、協力金の返還はありません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第４４号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第４５号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）７ページをお願いします。報告第４５号、農地法第３条の３の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第２１条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、８ページから１１ページです。今回は、合計８件、６６筆、１１８，９７９．２３平方メートルです。取得事由は、すべて相続によるもので、権利の内容は、すべて所有権の取得となっております。取得後の内容については、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。今回、あっせんの希望はございません。なお、現況が宅地、雑種地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第４５号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第４６号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１２ページをお願いいたします。報告第４６号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。１３ページです。今回の照会は、合計５件、５筆、１，４７３．５１平方メートルです。令和７年３月６日に現地調査を実施し、法務局への回答は、３月１０日に行っております。３４番は、十和田湖診療所から東に約７００メートルの地点です。照会地は、雑木および雑草が繁茂していて長期間耕作された形跡がなく、復元しても継続して耕作できない状態であるとして、令和５年８月１８日開催の総会において非農地判断した場所であることから非農地と判断しております。３５番は、八斗沢集会所から南に約１５０メートルの地点です。照会地

は、昭和５８年建築の倉庫のほか、住宅等の敷地として一体的に利用されています。２０年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。３６番は、八斗沢集会所から南に約１５０メートルの地点です。照会地は、昭和５１年建築の倉庫の敷地となっています。２０年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。３７番は、上平集会所から南に約５０メートルの地点です。照会地は、昭和５４年８月２２日付けで公衆用道路として５条転用許可を受けた土地であることから、非農地と判断しております。３８番は、三本木小学校から北西に約５０メートルの地点です。照会地は、昭和４８年建築の住宅の敷地となっています。２０年以上宅地の状態であり、税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（なしの声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第４６号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、立崎班長、沢井委員、力石委員の３名です。３月６日に現地調査及び市役所別館４階会議室１において聴取調査を行っております。

議 長（箕輪展忠）次に議案第５６号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１４ページをお願いいたします。議案第５６号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可について。農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、１５ページから２１ページです。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告を願います。８番 立崎 和寿 委員お願いします。

報告委員（立崎和寿）農地法第３条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転１９件、賃借権の設定９件、使用貸借による権利の設定３件の合計３１件です。所有権の移転は、１１５番から１２９番までが売買によるものです。そのほか、１３０番と１３１番が知人に、１３２番が隣の地権者に、１３３番が現在の借人に、それぞれ贈与するものです。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、６２番、６５番から７３番が労力不足によるもので、６３番が相手方要望、６４番が法人設立及び経営移行によるものです。このうち新規就農は、

63番と64番です。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）立崎委員、ご苦労様でした。次に、新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（古谷朝直）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告をします。19ページの申請番号63番と64番の新規就農となる譲受人に対し、3月6日午後1時30分と同日午後1時45分に、市役所別館4階会議室1において調査員3名と私の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）古谷推進委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時12分

（_____委員 退席）

再開 午後2時13分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第57号を上程いたします。事務局から提案理由の説明

をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 22 ページをお願いします。議案第 57 号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、23 ページから 26 ページです。今回は、合計 15 件、34 筆、98,850 平方メートルです。以上です。

議長（箕輪展忠） 農用地利用調整会議の結果について報告願います。深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（古谷朝直） 47 番の調整内容を報告します。2 月 12 日午前 9 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠） 古谷推進委員、ご苦労さまでした。次に、切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（若沢弘幸） 48 番、51 番、59 番の調整内容を報告します。48 番は 2 月 12 日午前 10 時、51 番は同日午後 1 時 30 分、59 番は 2 月 26 日午後 1 時 30 分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠） 若沢推進委員、ご苦労さまでした。次に、切田地区 田中 稔 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（田中稔） 49 番と 50 番の調整内容を報告します。49 番は 2 月 12 日午前 11 時、50 番は同日午前 11 時 30 分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠） 田中推進委員、ご苦労さまでした。次に、東部地区 山端 潤一 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（山端潤一） ５２番と５３番の調整内容を報告します。５２番は２月１２日午後２時３０分、５３番は同日午後３時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠） 山端推進委員、ご苦労さまでした。次に、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（大平靖四郎） ５４番の調整内容を報告します。２月１２日午後３時３０分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠） 大平推進委員、ご苦労さまでした。次に、十和田湖地区 白山雄治郎 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（白山雄治郎） ５５番から５８番の調整内容を報告します。５５番は２月２６日午前９時、５６番は同日午前１０時、５７番は同日午前１０時３０分、５８番は同日午前１１時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠） 白山推進委員、ご苦労さまでした。次に、伝法寺地区 小笠原一成 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（小笠原一成） ６０番と６１番の調整内容を報告します。６０番は２月２６日午後３時３０分、６１番は同日午後４時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠） 小笠原推進委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請す

ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第５７号は要請することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時２２分

(_____ 委員 着席)

再開 午後２時２３分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第５８号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）２７ページをお願いします。議案第５８号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定は、２８ページから３１ページです。今回は、合計８件、１５筆、３８，１９９平方メートルです。すべて新規の権利設定です。利用権の設定期間は、５年又は１０年となっています。次に、使用貸借による権利設定は、３２ページから３５ページです。今回は、合計８件、２５筆、４９，９４９平方メートルです。すべて新規の権利設定で、設定期間は３年または５年となっております。なお、今回、協力金の対象となるものはございません。以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第５８号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠） ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時２４分

(_____ 委員 退席)

再開 午後２時２４分

議 長（箕輪展忠） 休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠） 次に議案第５９号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） ３６ページをお願いします。議案第５９号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。賃借権によるものが、３７ページから４９ページで、合計２６件、８５筆、１９１，９９８平方メートルです。１４番から１９番、２４番、２５番が新規、それ以外は再設定となっています。次に、使用貸借によるものが、５０ページから５２ページです。合計５件、２０筆、６９，９３４平方メートルですべて新規設定となっております。以上です。

議 長（箕輪展忠） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長（箕輪展忠） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第５９号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時２６分

（_____委員 着席）

再開 午後２時２６分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第６０号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）５３ページをお願いします。議案第６０号、農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、５４ページです。今回は、５件、６筆、７、７９５平方メートルです。農地区分の判断などについて、ご説明いたします。３０番の転用事由は、農地を売買で取得し、建売住宅１棟の分譲を行うものです。場所は、三本木小学校から南東に約５５０メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第３種農地に該当します。３１番の転用事由は、農地を親から贈与で取得し、自己住宅を建築するものです。場所は、藤坂小学校から南東に約３５０メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第３種農地に該当します。３２番の転用事由は、農地を売買で取得し、蓄電事業を実施するものです。場所は、井戸頭団地から東に約３５０メートルの地点です。非農地併用で、農地区分は、その他の２種農地に該当します。３３番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場の整備を行うものです。場所は、ちとせ小学校から北東に約８００メートルの地点です。農地区分は、第１種農地ですが、２分の１拡張で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。３４番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場の整備を行うものです。場所は、七郷会館から北西に約２５０メートルの地点です。農地区分は、第１種農地ですが、集落接続で不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。２番 沢井 清治 委員お願いいたします。

報告委員（沢井清治）農地法第５条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計５件です。３月６日午前９時に調査員３名で現地調査を行い、午後２時に

市役所別館 4 階会議室 1 で聴取調査を行いました。申請番号 3 0 番、3 1 番、3 3 番、3 4 番については、特に問題はなく、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしているものとして判断されます。申請番号 3 2 番については、事業用地に含まれる用水・排水路の使用について、所管課である市土木課の使用許可書や使用許可の見込みを証する書類が添付されなかったことから、事業の確実性が担保されているか、被害防除措置が取られているかなどを定めた農地転用に係る一般基準の各要件を満たしていないものとして判断されます。以上のことから、申請番号 3 2 番は不許可相当と認められ、その他は許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠） 沢井委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（箕輪展忠） なしと認めます。お諮りいたします。本件の申請番号 3 2 番については不許可相当とし、その他は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 0 号は、申請番号 3 2 番を不許可相当とし、その他は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠） 次に議案第 6 1 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 5 5 ページをお願いします。議案第 6 1 号、十和田市農業委員会農用地の利用関係の調整に関する手続規程の一部を改正する規程の制定について。十和田市農業委員会農用地の利用関係の調整に関する手続規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定したいので承認を求める件です。提案理由は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、利用権設定等促進事業が廃止され、新たに地域計画推進事業が新設されたことに伴い、所要の改正を行うものです。5 6 ページと 6 1 ページが改正文、5 7 ページから 5 8 ページが改正個所の新旧対照表、5 9 ページからは様式の改正案となっています。以上です。

議 長（箕輪展忠） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（箕輪展忠） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認す

ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠） 次に議案第62号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 62ページをお願いします。議案第62号、令和7年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、別紙のとおり最適化活動の目標の設定等を決定することの承認を求める件です。内容は63ページから65ページです。毎年度の農業委員会による最適化活動の目標については、通知により、毎年度、3月末までに翌年度の目標を設定することとなっております。令和7年度最適化活動の目標の設定等については、記載要領等に基づき、目標とすべき数値を設定しております。それでは、主な点について、説明させていただきます。ローマ数字のⅠ農業委員会の状況については、令和7年4月1日現在の状況について、農林業センサスなどの統計資料に基づき記載しております。64ページ、Ⅱ最適化活動の目標のうち、1の（1）農地の集積は、令和5年度末の数値です。②の目標については、今年度の集積目標面積を50ヘクタールとし、目標集積率を61.5%としています。（2）の遊休農地の解消については、令和6年度に実施した農地パトロールとその後の利用意向調査等の結果を反映した数値となっております。令和6年度末の遊休農地面積18.1ヘクタールのうち、解消の目標面積は、アのaの欄、既存の再生可能緑区分の2.2ヘクタールとイの令和6年度に新規に発生した再生可能緑区分の6.9ヘクタールを設定しております。65ページ、（3）の新規参入につきましては、今年度も最適化活動として取り組んでいただいた、新規参入者への農地貸付等について同意を得る面積について、25.2ヘクタールを設定しております。2の最適化活動における活動日数は令和6年度と同様とし、活動強化月間の取組については、8月から10月までの3か月連続で取り組み、各委員の取り組みに対する意識継続を図っていくこととしました。以上、主要な項目のみご説明させていただきました。今年度、重点的に取り組んでいただいた日常活動の見える化のための活動記録簿の提出等、委員の皆様方には、引き続き事務的な作業等もお願いすることとなります。この、日々の活動状況は、国から交付される最適化交付金の交付額にも反映されます。来年度も、活動の実施状況については、委員の皆様と密に情報共有しながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第63号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）66ページをお願いします。議案第63号、令和7年度十和田市農業委員会事業計画について。別紙のとおり令和7年度十和田市農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求める件です。内容は、67ページから71ページです。毎年度の農業委員会事業計画につきましては、例年、前年度3月の総会において、内容をご審議いただき決定しているところであります。今回は、令和7年度の事業計画の案を取りまとめましたので、主な項目を中心に、内容についてご説明いたします。まず、67ページの基本方針については、社会情勢、経済情勢、また農林業センサスによる統計数値などにより、農業を取り巻く現状を記載しております。中ほどからは、国において進められている、昨年、食料・農業・農村基本法の改正がなされたことに伴い、今後一層委員の皆さんの活動の強化が求められること、また昨年度皆さんにご協力いただきながら策定された地域計画をもとに、令和7年度は市側と協力し、農地の集積・集約化が図られるよう取り組みを進めていくことについて記載しております。次に、事業計画ですが、68ページから69ページにかけての農地対策事業については、基本的に法令業務の適正な執行となっておりますので、大きな変更点はございません。69ページ中ほどからの、農業振興対策事業についても、②地域計画の実現に向けた取り組みについて記載したほかは、昨年同様の事業内容となっております。71ページの令和7年度における取り組み課題について、（1）農地利用の最適化の取り組み強化については、前年度策定されました地域計画を基に、市と連携して農地の集積・集約化を図っていくとともに、所有者不明農地の解消支援に取り組む。（2）の年金制度の普及と加入促進は、農業者の老後生活の安定のため、農業者年金制度の普及と加入促進を図る、以上2点となっております。以上、主な項目についてのみ説明させていただきましたが、実務の運用面におきまして、今後もその都度、情報収集、検討、対応を

行い、遺漏のないよう進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和6年度第12回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時40分 —————